

日医発第 2283 号(介護) 令和 5 年 3 月 8 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事 江 澤 和 彦 (公印省略)

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準等の一部改正告示について

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加等を行うため、告示が一部改正され、令和5年2月17日に告示が示され、令和6年4月1日から適用されることとなりましたので、ご連絡いたします。

主な改正内容としては、介護支援専門員実務研修については、地域共生社会の実現に向けて科目内容を充実させるために科目名が変更・追加されたことや、高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の時間数が増加されております。主任介護支援専門員研修については、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア(EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」とする等となっております。

なお、実施要綱及び法定研修に係るガイドラインについても見直しが行われ、近日中に公表が 予定されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への 周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報Vol. 1129

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について(通知) (令5.2.22 厚生労働省老健局長通知)

以上

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省 認知症施策 • 地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示」の告示及び適用について(通知)

計 10 枚(本紙を除く)

Vol.1129

令和5年2月22日

厚生労働省老健局

認知症施策•地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます ようよろしくお願いいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX: 03-3503-7894

老発 0222 第 2 号 令和 5 年 2 月 22 日

各都道府県知事
各市区町村長

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施 行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改 正する告示」の告示及び適用について(通知)

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示(令和5年厚生労働省告示第35号)が別添のとおり令和5年2月17日に告示され、令和6年4月1日から適用することとされたところである。本告示の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局長通知)及び法定研修に係るガイドラインについても近日中に見直しの上、公表を予定している。

記

第1 本告示の趣旨

介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る法定研修について、権利擁護・意思決定支援の視点の強化及び適切なケアマネジメント手法(※)に関する内容の追加等を行うため、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成 18 年厚生労働省告示第 218 号)及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年厚生労働省告示第 265 号)の一部を改正するもの。

(※) 「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究事業」(令和2年度老人保健健康増進等事業)の成果物である「適切なケアマネジメント手法 基本ケア及び疾患別ケア 令和2年度改訂版」等を指す。

第2 本告示の内容

- (1) 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正(第1条関係)ア 介護支援専門員実務研修について、
 - ・地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるために科目名の変更・追加
 - ・高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実するため、対応する科目の 時間数の増加

- ・「ケアマネジメントの展開」の一部科目において、適切なケアマネジメント手法に 関する内容を学ぶ科目となるよう科目名の変更
- ・法定研修修了後の継続研修(法定外研修、OJT等)を前提に、上記科目を追加してもカリキュラム全体の時間数が増えないよう、既存科目の時間配分の見直し等の改正を行ったこと。
- イ 再研修について、アと同旨の改正を行ったこと。
- ウ 更新研修について、アと同旨の改正を行ったこと。また、ケアマネジメントの演習 (1)から(8)までのいずれかの科目及びケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。
- エーその他所要の改正を行ったこと。
- (2) 介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正(第2条関係)
 - ア 主任介護支援専門員研修について、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケア (EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」としたこと。
 - イ 主任介護支援専門員更新研修について、(1) アと同旨の改正を行ったこと。また、 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととしたこと。
 - ウ その他所要の改正を行ったこと。

第3 適用日等

- (1) 適用日(附則第1項関係) 令和6年4月1日
- (2)経過措置(附則第2項及び第3項関係)
 - ア この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(イにおいて「旧介護支援専門員等研修基準」という。)を満たす課程により行われている研修及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができること。
 - イ この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準 第3号の表注1の規定は、この告示の適用の日以後に更新研修を受講する者がこの告 示の適用の日前に旧介護支援専門員等研修基準第3号の表に定める課程による研修を 受講していた場合について準用し、必要な読替えを行うこと。

社会資源

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の

酹 酹

講義

衉

区分

科

П

時間数

第

の十八第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示を次の ○厚生労働省告示第三十五号 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の十五第三項並びに介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百十三条の四第三項、第百十三条の十六第三項及び第百十三条

官

令和 **5** 年 **2** 月 **1 7** 日

り行われるものとする。

六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。)は、

介護支援専門員実務研修(介護保険法(平成九年法律第百二十)

收

īF.

後

++

次の表に定める課程によ 以下 [法] という。)第

金曜日

条

ように定める。

|厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成十八年厚生労働省告示第二百十八号)の一部を次の表のように改正する。

(厚生労働人臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正)

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

厚生労働大臣

加藤

勝信

介護支援専門員実務研修(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。 改 Щ: űÉ (傍線部分は改正部分)

六十九条の一第一項に規定する介護支援専門員実務研修をいう。)は、 次の表に定める課程によっ。以下「法」というご第

り行われるものとする。 講義 区分 地域包括ケアシステム及び社会資源 蜬 科 目 時間数 修 修

											泣 習	講義及び					
ジメント 地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネー 地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメントの展開(9)	看取りに関する事例 ケアマネジメントの展開(8)	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメントケアマネジメントの展開の	心疾患のある力のケアマネジメントケアマネジメントの展開(6)	大腿骨類部骨折のある方のケアマネジメント ケアマネジメントの展開(5)	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメントケアマネジメントの展開団	脳血管疾患のある方のケアマネジメントケアマネジメントの展開③	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメントケアマネジメントの展開②	(簽)	モニタリング及び評価ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(5)	サービス担当者会議の意義及び進め方ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術(4)	居宅サービス計画等の作成ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術の	(笠)	臓病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等)の留意点の理解高齢者に多い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎ケアマネジメントの展開①	実習オリエンテーション	(略)	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義
三	四	三	四	四	四	四	略)	(略)	三	三	三	略)	=1	飈	略	三	略
											演習	講義及び					
(新設)	看取りに関する事例 ケアマネジメントの展開(6)	(新設)	腎臓病、肝臓病等)に関す 内臓の機能不全(糖尿病、 ケアマネジメントの展開(5)	筋骨格系疾患		脳血管疾出	基礎理解	(略)	モニタ	サービ	居宅する	(略)	新 設	実習4	略	人格	ケアマ
	例の展開(6)		腎臓病、肝臓病等)に関する事例 内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、ケアマネジメントの展開(5)	筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例ケアマネジメントの展開/1	認知症に関する事例 ケアマネジメントの展開部	脳血管疾患に関する事例 ケアマネジメントの展開(2)	基礎理解 (ケアマネジメントの展開(1)		モニタリング及び評価ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術の	サービス担当者会議の意義及び進め方ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術室	居宅サービス計画等の作成ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術部			突習オリエンテーション		人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	マネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義

	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	
三	ケアマネジメントの展開(7)	
三	心疾患のある方のケアマネジメントケアマネジメントの展開(6)	
三	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントを言語をデスショントの展開(5)	
四	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメントケアマネジメントの展開心	
四	脳血管疾患のある方のケアマネジメントケアマネジメントの展開(3)	
略	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメントケアマネジメントの展開②	
(略)	(略)	演習
Щ	自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義及び
=1	職病、肝臓病、筋骨格系疾患、廃用症候群等)の智意点の理解高齢者に多い疾患等(糖尿病、高血圧、脂質異常症、呼吸器疾患、腎ケアマネジメントの展開山	
三	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	
飈	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義	
飈	社会資源地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の	
略	(略)	講義
時間数	科	区分
おこのとする。 第二項に規定する更介護支援専門員とし 行う研修をいう。) 及	次号において同じごは、次の表に定める課程により行われした経験を有しない者に対する更新研修(法第六十九条の八門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに光六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより	新研修をいう。 不実務に従事して実務に従事して実務に従事し
	修了評価を実施すること。	逛
	(略)	(略)
略)	(略)	
四	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	

	新研修をいて実務に従	び介護支援 再研修 ((注) 修 () []	(略)		
	新研修をいう。以下同じ。)は、次の表に定める課程により行われるものとする。 で実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修(法第六十九条の八第二項に規定する更	び介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員とし再研修(法第六十九条の七第二項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修をいう)及	修了評価を実施すること。	(略)	(監)	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習
j	規定する	専門員と			(略)	五日
	更	し及		1		1

						演習	講					講義	
						·	講義及び					義	区分
(新設)	腎臓病、肝臓病等)に関する事例 内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、ケアマネジメントの展開(3)	筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例ケアマネジメントの展開犯		脳血管疾患に関する事例 ケアマネジメントの展開②	基礎理解 ケアマネジメントの展開印	(籃)	自立支援のためのケアマネジメントの基本	(新設)	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	地域包括ケアシステム及び社会資源	(略)	科目
(新設)	<i>L</i> i	ΙίΙ	ΙίΙ	ДÌ	(峰	(略)	치	(新設)	=1	(略)	峪	(略)	時間数

																Ξ				
				拉 坐	講義及び									講義	区分	た経験を有	追			
心疾患のある方のケアマネジメントケアマネジメントの演習(5)	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントで記憶が出いる方のケアマネジメントの演習狂	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメントケアマネジメントの演習(3)	脳血管疾患のある方のケアマネジメントケアマネジメントの演習②	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメントケアマネジメントの演習出	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解図	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解に	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践	ケアマネジメントの実践における倫理②	ケアマネジメントの実践における倫理①	ミュニティソーシャルワーク) 対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)及び地域援助技術(コ	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	(略)	科目	た経験を有する者に対する更新研修は、次の表に定める課程により行われるものとする。一介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事してい	修了評価を実施すること。	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	ジメント 地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネケアマネジメントの展開())	看取りに関する事例 ケアマネジメントの展開(8)
酹	三	邸	三	縣	/\l	三	=1	=1	略	=1	三	鯑	三	略)	時間数	はで 事して		四	三	四
				\ <u></u>	د مالا									-alli			2241			
				 连	護義及び									講義	区分	た経験を有する者の護支援専門員	(後)			
家族への支援の視点が必要な事例ケアマネジメントの演習[5]	人退院時等における医療との連携に関する事例ケアマネジメントの演習活	 	看取り等における看護サービスの活用に関する事例ケアマネジメントの護習②	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例ケアマネジメントの演習出	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	(新設)	(新設)	ケアマネジメントに必要な医療と	(新設)	ケアマネジメントの実践における倫理	対人間別援助技術及び地域援助技術	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	(略)	科	に対する更新研修は証の有効期間中に、	修了評価を実施すること。	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	(新設)	看取りに関する事例 ケアマネジメントの展開(6)
例	横に関する事例		の活用に関する事例	具の活用に関する事例	の振り返り及び課題の設定	具相互間の学習			ネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践			例	ステムの今後の展開		目	い、次の表に定める課程により行われるものとする。介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事して		i画等作成の総合演習		

令和 **5** 年 **2** 月 **1 7** 日

金曜日

ネジメントの演習(2)脳血管疾患のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習ハビリテーション及び温祉用具等の活用に関する理解[1]、個人での学習及び承護の設定、ケアマネジメントの演習(1)生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践、リローク)及び地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)、ケアマネジメントの実践における倫理(1)、生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践、リの選供験制度及び地域包括ケアシステムの規状、対人個別援助技術(ソーシャルケース介護保険制度及び地域包括ケアシステムの規状、対人個別援助技術(ソーシャルケース介護保険制度及び地域包括ケアシステムの規状、対人個別援助技術(ソーシャルケースの実施、リーク)、ケアマネジメントの実践、リーク)、ケアマネジメントの実践、リーク)、ケアマネジメントの実験、リーク)、ケアマネジメントの実験、リーク)、ケアマネジメントの実験、リーク)、ケアマネジメントの実験における倫理は対している。	(略)	要な事例のケアマネジメント 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(8)	看取り等における看護サービスの活用に関する事例ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7)	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント (おける実践事例の研究及び発表)	心疾患のある方のケアマネジメント ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(5)	大腿骨類部骨折のある方のケアマネジメントケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表領	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメントケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表33	脳血管疾患のある方のケアマネジメント ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表②	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメントケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表に	要な事例のケアマネジメント 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必ケアマネジメントの演習(8)	看取り等における看護サービスの活用に関する事例ケアマネジメントの演習の	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント ケアマネジメントの演習/6
の ケケ 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	略	四	트	三	三	三	飈	三	=1	四 	三	三

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表的

四

四

偹

四

四

(新設)

家族への支援の視点が必要な事例

認知症に関する事例

の活用に関する事例

(新設)

状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)

ケアマネジメントの演習の

社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例

ケアマネジメントの演習(6)

四

四

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表部 看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表の リハピリテーション及び福祉用具の活用に関する事例

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表①

ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表4

人退院時等における医療との連携に関する事例

了 玩 ネジメントの演習4人、退院時等における医療との連携に関する事例、 おける実践の振り返り及び課題の設定、ケアマネジメントの演習出リハビリテーション 職種協働の実践、個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、ケアマネジメントに 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術。 及び福祉用具の活用に関する事例、ケアマネジメントの演習②看取り等における看護 ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多 サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(3)認知症に関する事例、 この表に定める課程による研修の受講が二回目以降の場合には、当該課程中 の活用に関する事例 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等) ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(7) 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例 ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(6) (新設) 略 ケアマネジメント (新設) 四 四 偹

腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習ぶ心疾患のある方に 一語 必要な事例のケアマネジメント及び研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネット ネジメントの演習80家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が ケアマネジメントの演習の看取り等における看護サービスの活用に関する事例、 のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習的誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント、 (3)終知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント、ケアマネジメントの演習4人大 ケアマ

(注2) テーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

(注3) 科目において、

ワーク作りは免除する。 うこと | ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表①から80までのいずれかの ケアマネジメントの演習(1)から(8)までのいずれかの科目において、 修了評価を実施すること。 リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行 サハビリ

第二条 (介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める某準の 部改正

- 介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働人臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二百六十五号)の一部を次の表のように改正する。

注 2

修了評価を実施すること。

の内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。 かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをそ に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、 十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門具研修をいう。)は、 主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省合第三 收 正 介護支援専門員 下六号) 第百四 の内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。 かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをそ 十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。)は、 に対する支援の方法に関する専門的知識及び伎術の修得に係るものをその主たる内容とし、 主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第一 收 Щ: 前 介護支援専門員 十六号) 第百四

9E)			並					进		
			道 習	講義及び				講義	分分	
修了評価を実施すること。	(佐)	刘人援助者监督指導	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	地域擾功技術	(略)		ターミナルケア	(釜)	料	
	(艦)	(略)	(略)	(略)	(略)	ĺ	(略	(略)	時間数	

令和 **5** 年 **2** 月 **1 7** 日

講義及び

地域援助技術 (コミュニティソーシャルワーク)

の理解

酹

続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメント |終末期ケア(EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継

演習

地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協

衉

飈

衉

Ħ

修了評価を実施すること。

酹

人援助者監督指導

(スーパービジョン)

飈

酹

金曜日

講義

飈

区分

時間数

飈 飈

> の演習50家族への支援の視点が必要な事例、ケアマネジメントの演習60社会資源の活用 を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。 なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例及び研修全体 に向けた関係機関との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習②状態に応じた多様

(新設)

(新設)

傍線部分は改正部分

| 一下任介護文禄専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規一工一上任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規す | 上任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規工 | 上任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規

	公長は下列のパイイトグスレト 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が「金)		
六		主任介	
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看取り	
四	(7)主任介護文禄専門具としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介護	
	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	歌舞	
Ιίl	(6) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介護	
	心疾患のある方のケアマネジメント (5)	心疾患(5)	
Щ	、) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介紹	
	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	大腿。骨	
<i>I</i> I.]	(4)主任介護文禄専門具としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介	
	のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	認知症(*)	
略	(3) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介紹	
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	脳血管	
Д[(2) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	主任介護	
	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	生活の無	
Ξ	(1) 1 日本 1 日	(1) 自	演習が表れる
=	デーション及び福祉用具等の活用に関する理解	リハビリテ	
=1		ケアマ	
三	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	介護保	講義
時間数			区分

の表に定める課程により行われるものとする。優専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次後専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその下たる内容とし、かつ、その他の主任介護支定する主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規二二主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第百四十条の六十八第一項第二号に規二

設 支 支 支 支 支援 支援 支援 支援 ウ 援援 の の の ビ 天 実 実 実 ス 践 践 践 践		
設 支 支 支 支 支援 支援 支援 支援 支援 支援 の の で 大援 の の で 大援 大援 大援 大大 大規 大規 大大 大規 大規 大大 大規 大規 大大 大規 大規 大大 大規 大規	₩	
支援 支援 支援 支援 支援 投援 投援 投援 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	等1 の舌目で関する事列 状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス)	
支 支 支 支 支 支 支 接	(7) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	
及び支援 及び支援 及び支援 及び支援 の実践 と変え と変え と変え と変え と変え と変え と変え と変え	(6) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
及び支援 及び支援 及び支援 及び支援 の実践 と 、	家族への支援の視点が必要な事例	
及び支援の実践 及び支援の実践	(5)主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
及び支援の実践 及び支援の実践	入退院等における医療との連携に関する事例	
及び支援の実践 とび支援の実践	(4) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
及び支援の実践 及び支援の実践		
及び支援の実践	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	
	(2) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	
	(1) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践	演者とび
	(新設)	
	(新設)	
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義
	科	区分

関する事例を用いた演習を行うこと。 (2) までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に合(8) までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に(注1) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1)か

(注 2)

修了評価を実施すること。

(適用日) 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。

1

2 研修及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。 この告示の適用の際規にこの告示による改正前の厚生労働人臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(次項において「旧介護支援専門員等研修基準」という。)を満たす課程により行われている (経過措置

3 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示(令和五年厚生労働省告示第三十五 ていた場合について準用する。この場合において、新介護支援専門員等研修基準第三号の表注1の規定中 に介護保険法(平成九年法律第百二十二号)第六十九条の八第二項に規定する東新研修を受講する者がこの告示の適用の目前に旧介護支援専門員等研修基準第三号の表に定める課程による研修を受講し この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(以下この項において「新介護支援専門員等研修某準 第一条の規定による改正前のこの表に定める課程による研修を受講していた」と、「当該」とあるのは「この表に定める」と読み替えるものとする。 「この表に定める課程による研修の受請が二回目以降の」とあるのは「更新研修を受請する者が という。)第三号の表注1の規定は、この告示の適用の日以後

新設

修了評価を実施すること。

往